

「土地報酬」にかんする基本的考察

——中国農業の集団化・農業生産協同組合における特徴の解明のために——

松野 昭 二

- 一 問題の提起にかえて
- 二 分配諸形態と土地報酬
 - (1) 分配順序と分配計画
 - (2) 「標準畝」評定
 - (3) 「比例配分方式」
 - (4) 「比例配分方式」と組合員収入の動態
 - (5) 作業日比率の変動と組合員収入の動態
 - (6) 「固定配分方式」
- 三 土地報酬の廃棄とその経済的条件
- 四 土地報酬の存在と労働占有・被占有の不可避性

一 問題の提起にかえて

一般に、事物の、その運動の特殊性を解明する目的は、一般・普遍性の現象形態における特殊性を明らかにす

ると同時に、特殊性の追求・確認をとおして、一般性に豊かな内容を加え、それを新たなより高い段階に高めることにある。資本主義から社会主義への過渡期における社会主義改造の根本課題は、私有制を他の私有制に替えるのではなく、すべての私有制を廃絶する、すなわち、所有制の型を変革することである。⁽¹⁾しかし他方、この私有制の廃絶が、漸進的な方法によるか、急進的な方法によるか、あるいは、如何なる形態をとるか、いずれも特殊性に属する事柄である。そして、それは、その国の経済発展の段階、および階級的関係によつて主として規定される。

従来、みぎの理解にたつて、中国農業の社会主義改造における特殊性として、およそ以下の如き諸点が指摘されてきた。すなわち、(1) ブルジョア民主革命—土地改革の実施後、ひきつづいて社会主義革命—集団化が開始された。(2) 流通過程の集団協同化を絶対的な前提とせず、並行して直接に生産の集団化が実施された。(3) 農業機械化が集団化のための不可欠の前提条件とされず、むしろ集団化が機械化の前提条件とされた。(4) 富農に對して、漸次に制限し消滅させる方策が採用された。(5) さらに現在、「政・経一致」「工・農・商・学・兵統合」を特徴とする人民公社を創設している。⁽²⁾これら諸々の特殊性は、ソ連邦における農業集団化との対比において把握されたものであるが、農業社会主義改造の根本課題が所有制の型の変革にあるとする観点にたてば、中国農業の社会主義改造が土地改革によつて地主的土地所有制を否定して創出された農民的土地所有制を歴史的与件とし、⁽³⁾また改造の対象とした点、換言すれば、否定物の否定こそが、主要な特殊性——その他諸々の特殊性の根本——として把握されるべきである。したがつて、かかる中国での経験によれば、農業生産の集団化を実施する具体的な道は、簡単な共同労働を行う臨時的な互助組や、初歩的な分業を実施し、ある程度の共有財産をもつ全年

性の互助組をへて、土地出資・統一経営を特徴とする農業生産協同組合、さらに完全に社会主義的な、集団農民の共有制を實行する高級の農業生産協同組合へすすむ道であつた。⁽⁴⁾ここでの考察の対象である「土地報酬」は、私有制の否定の否定を主要な特徴とする中国農業の集団化が、その發展過程で不可避的に、所有土地の出資に対応するものとして採用せざるをえなかつた分配の制度である。こうした意味で、「土地報酬」は、中国における農業集団化の特殊性の結晶であるといふ。

(1) 「農業生産協同組合を發展させる目的は、農村における資本主義的搾取をしいたけなくし、小農經濟のたちおくれを克服し、社会主義的農業制度を發展させて、社会主義的工業化の要請にこたへることにある。すなわち、生産手段にたいする個人的な所有制度を次第に勤労大衆による集団的所有にかへるとともに、小規模の生産を次第に大規模の、機械化する産にかへ、農業を高度に發展させて、すべての農民をとものにゆたかにし、社会の日まじに高まってゆく、農産物の需要をみたすことにある。」(『農業生産協同組合—初級—模範定款』第一条)

(2) 劉光策「怎樣把中国農業合作化的特点貫徹政治經濟学的講授中去?」(『經濟研究』誌五六年五号)、CHARLES BOUVER: LA COLLECTIVISATION DE L'AGRICULTURE—U. S. S. R. Chine-Démocraties populaires, 1958. および、菅沼正久「中国農業協同化の必然性と特殊性について」(『農村研究』7)、杉野明夫「中国における農業協同化の特徴について」(『經濟学雑誌』第三八卷第一号)、山本秀夫「中国における農業協同化展開の論理」(『農業綜合研究』一〇卷二号)を参照。

(3) 天野元之助「中国における土地改革の新方向」(『松山商大論集』二卷二号)、浅田喬二「農民的分割地所有の存在形態と歴史的特質」(『農業綜合研究』一三卷一号)

(4) 中国共産党中央委員会『關於發展農業生產合作社的決議』。

(5) 詳しくは、儀我壯一郎『現代中国の企業形態』(森山書店)、野間清「中国における農業協同化運動の發展過程」愛知
大学『国際問題研究紀要』二六号)

* なお、「土地報酬」という用語は、「土地収獲遞減……」という意味の場合、「土地報酬遞減律」の如く使用される。た
とえば、「我國農業生産の大躍進徹底粉碎了」土地報酬遞減律”的謬論”(『經濟研究』誌五九年一二号)。

二 分配諸形態と土地報酬

(1) 分配の計画化と分配序列

半社会主義的な農業生産協同組合(以下、初級協同組合)の生産は、組合員出資の土地・役畜・大型農具など
の生産手段と、「勤労大衆による部分的集団所有」の生産手段を物質的基礎とし、協同組合内の総労働の有機的
な一部となつた組合員労働を計画的に利用することによって、実現されている。そして、そのなかで、共同財産
である生産手段の拡大・追加投入を実施し、組合員のそれぞれの活動をより計画的に交換し、また、諸生産物の
分配関係・形態を再生産する。個別組合員の側から約言すれば、生産諸手段の所有者・出資者であると同時に集
団労働をになう勤労農民として、二重の性質をもつて、それぞれの程度で協同組合の生産に参加している。こう
した私有制と集団所有制の併存、組合員の二面からする生産参加——生産の編成は、これらに全く依存し規制さ
れるものとして、つぎの如き過渡的な融通性にとんだ分配諸形態を制度化せしめている。すなわち、(1) 協同組
合内の蓄積基金、(2) 協同組合内の公共福祉基金、(3) 組合員の共同労働に対する報酬、(4) 組合員出資の土地
に対する報酬、(5) 出資の役畜・農具などに対する報酬、の五形態である。⁽¹⁾

「土地報酬」にかんする基本的考察(松野)

組合員の集団生産の成果は、この五形態を通して分配・帰属せしめられるが、これらの形態は、まず、公・私
 の二類型、つまり、協同組合内の蓄積・控除の部分と各組合員の取得部分とに区分されうる。他方、協同的性
 質・私有的性質の二類型、つまり、協同組合内の蓄積・控除部分及び労働に対する報酬、と組合員出資の諸生産
 手段に対する報酬とに大別しうる。農村生産力を解放し農業生産を発展させるために、土地改革が創設した農民
 的土地所有を歴史的与件とし、対象とした社会主義改造は、農業の集団経営たる初級協同組合の生産を生産手段
 の集団所有と私有・出資のうえに成立させたが、この特殊な生産の編制は、その反映として、私有生産手段に対
 する報酬とりわけ「土地報酬」を分配諸形態のなかに加えたのである。このように、土地報酬は、組合員の土地
 私有・出資に対応する分配形態であり、土地所有権を経済的に実現せしめる制度的保障である。そして、その存
 在は、半社会主義的な農業生産協同組合と完全に社会主義的な農業生産協同組合とを判別するための分配諸形態
 上の指標でもある。⁽²⁾

初級協同組合が一定期間におよぶ経営によつてえた総収入（現物または貨幣形態をとる総収入）は、予かじめ
 作成された分配計画にしたがいつつ、以下二つの分配順序のいずれかによつて分配される。

一、組合員がそれぞれ、農業税を収め、国家の計画的買付農作物を国家に売り渡し、また買付機関の買付農作
 物を売り渡す条件のもとでは⁽³⁾、(a) 生産過程に費やした生産費を控除し、来るべき生産に投入する費用とし
 て確保する。したがつて、この残余部分が協同組合の純収入つまり新価値である。(b) 協同組合内の蓄積基金と
 して、一定の積立基金（一般に純収入の五〜六％）と、公共福祉基金（同、一〜三％）を保留する。(c) 組合員
 が出資し、協同組合が計画的に利用する土地その他の生産諸資料に対して報酬を支払う。また、組合員が非組合

員から賃借りした土地の借地料を支払う。(d) 協同組合のすべての生産活動、農・副業生産や管理業務に投入された総作業日と、個別組合員の作業日にもとづいて、労働報酬を配分する。

二、協同組合が責任をもつて、農業税の納付などの諸義務を履行する条件のもとでは——、残余の現物・現金さらに契約履行や協同組合市場での交易をへてえた売り上げ代金を、第一の方法の(a)以下の順序に従って配分する。いうまでもなく、第二の方法は、国家の農産物に対する需要を充足し、社会主義建設を促進するうえで、第一の方法に比して、一段と計画的であり、たよるに値するものである。⁽⁴⁾

みぎにみた分配方法・順序のなか(c)は、さきに、私有的性質≡非社会主義的性質の形態と規定したものであるが、私有・出資の生産諸手段の存在を反映して、土地報酬とその他生産手段報酬との二形態が制度化されている根本的な理由は、主として、土地が自然的条件であるのに対して、土地以外の生産手段が過去の労働の所産であり、そこに凝結する価値を新たな生産物中に転位する点にある。このことは、兩種の生産手段がそれぞれに現実に異なる方法で報酬を受領するという形態上の差異の根源であるばかりか、土地報酬の實質・来源を究明するにあつての重要な視点である。

(1) 土地報酬以外の分配諸形態問題については、拙稿「農業生産協同組合における分配問題」(『中国の経済建設』日本評論新社)において若干の展開を試みた。参照されたい。なお土地以外の生産資料に計画的使用についての「具体的範囲と方法、所有者に対する報酬のあたえ方および共同所有化するまでの期間とその方法は、生産資料の性質によって区別されなければならない。」(前出『初級協同組合定款』第二五条)

(2) 「低い段階の組合は、半社会主義的性質をもつ。この段階の組合は、部分的ではあるがすでに共有の生産手段をもつ

ている。組合員が組合に提供して計画的に使用している土地やその他の生産手段に対しては、ある一定の期間、組合員の所有権を保留するとともに、組合員にそれ相当の報酬をあたえる。……高い段階の組合は、完全に社会主義的な性質をもつ。こうした組合では、組合員の土地を、組合が必要とするその他の生産手段はすべて組合に共有されている。」（前出『初級協同組合定款』、第三条）

(3) 国家買付機関の買付業務及び農村市場の役割、その実施と展開については、浅田喬二『中国農村市場の研究』（農業綜合研究所研究叢書第四九号）および藤本昭『中国における自由市場問題』（『アジア研究』第四卷二号）を参照。

(4) この二つの方法のなかで、第二の方法は、国家の日ましに高まる農産物に対する需要を充足するうえで、第一の方法よりも計画的である、として第二の方法を採用するよう奨励している。「第一の方法を実施している協同組合は、第二の方法を実施する準備を積極的にすすめなければならない。」（前出『初級協同組合定款』第六三条）

(2) 「標準畝」評定

土地報酬の支払は、もとより、出資土地の広さと質に応じて実施される。そのために、出資土地の自然的な広さ（自然畝[↑]）は、標準畝に換算され、これが土地報酬の個別額算定の基準とされる。自然畝の標準畝への換算・評価は、労働に対する報酬における労働日の作業日への換算と同様に理解されるべきものである。すなわち、作業日は、組合員の多様な労働、同一作業で生産性の異なる労働を計量する単位である。⁽¹⁾ 標準畝は、同一の自然的な広さで、自然的条件・過去の労働投入の結果として多様な生産性をもつ土地を、同一単位で評価しうるようにする尺度である。この換算作業は、協同組合設立の成否、貧農と中農の団結・相互利益の保証にかかわるものであり、同時に、農業税納付の基準確定や「三定政策」（一定生産・一定買付、一定販売）の実施とも互いに関連する要件である。なかでも、「三定」における生産量査定との対比は注目値する。『農村における糧穀の計画

買付・計画販買に関する暫行弁法』(第九條)⁽³⁾によると、一定の生産量は、糧穀作付耕地の平年高にもとづいて、戸毎に算出・決定する。そして、五五年に正常な収穫をえた耕地については、すべてその実績生産量にてらして単位面積の平年作高を算定するとしている。その際、計画買付・計画販売の数量をより現実的なものとするために、経営諸条件が不完全な農家の土地については、同等の自然条件をもつ土地の産量よりもやや低く査定された。同時に、一般的にいえば、農民の生産意欲を促がすために、自然的条件が同等だが経営条件が良好で産量がとくに高い土地についても、査定は実績産量を下まわった。「計画生産」における産量査定のような配慮に比して、標準畝査定での配慮は、いずれの場合も、経営条件の不完全な農家——主として貧農の利益を保証する基本方針を一つにしながらも、異った形をとっている。すなわち、土地の質・量は同等であるにもかかわらず経営条件が不完全なために、生産量が比較的少ない場合、今後経営条件の改善によってその土地の所有者が手にする利益を考慮して、評価は一般に実績産量を若干上まわる。他方、単独経営当時に土地改良や各種水利建設が実施された土地については、自然的与件として同等の質をもつ土地の産量評価よりも有利に査定される⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

(1) ソ連邦科学院『経済学教科書』改訂三版および初版、第四分冊八八三頁を参照。

(2) 中国における農業税の形成の歴史的過程、社会主義蓄積・工業化に果すその役割、および農業税額決定については、杉野明夫「中国における農業税の形成」(『経済学雑誌』第三八卷第六号)を参照。

(3) 『人民日報』、五五年八月十五日を参照。

(4) 前出『初級協同組合同定款』第二一条。

(5) なお、標準畝の具体例をあげると、河北省通県と田家府村の光輝農業生産協同組合は、五五年の分配に当って、平年作柄時に糧穀一石を生産する自然面積を一標準畝に換算・評価している。(「田家府村光輝農業合作社調査報告」『経済研究』誌五五年四号)

(3) 「比例配分方式」

出資土地の評価尺度である標準畝が、現実に尺度としての機能を果たすためには、協同組合の純収入中から、土地報酬に充当される総額が決定されなければならない。土地報酬総額は、協同組合設立の初期、あるいは生産量が不安定な地域では、一般に組合員の個人的取得分（蓄積・控除基金に対する消費基金にあてられる部分の総和からあらかじめ定められた一定の比率（残余は労働報酬総額である）によって保留される。この充当総額を協同組合内の総標準畝で割ってえた額が、単位標準畝当りの報酬額であり、これに各組合員の標準畝数をかけて個別総額を定める。つまり、各組合員の出資標準畝が総標準畝に占める比率によって、かれの取得する土地報酬額が最終的に決定するのである。これが「比例配分方式」とよばれるものである。（図式1）

図式1. 「比例配分方式」

$$\text{比率による土地報酬総額} \times \frac{\text{個別組合員の標準畝数}}{\text{協同組合内標準畝総数}} = \text{個別組合員の土地報酬額}$$

(a) (B) (C)

(注) (a)は比率変化および消費基金の増減により変動する。(B)は(a)との関連においても相対的な尺度である。したがって、(C)は変動する。

「比例方式」を採用するところでは、協同組合内の消費基金部分が增加する（原則上、蓄積基金の減少によるものではなく、純収入の増加による）と、当然、土地報酬充当総額が増加し、単位標準畝当りの報酬額、ひいては、個別組合員の取得の土地報酬額が増加する。しかしながら、このような特徴をもつ比例配分において、分配計画で定められた比率が、総額を多少とも固定化する傾向を示す点に注目しなければならない。すなわち、その年、その地方の平均生産量をこえた増産部分から消費基金にまわされる部分は、土地報酬に充当されないかまた

はその比率は平均生産量に対する計画比率を下まわる。(第2・3表を参照)したがって、分配の実績において、土地報酬総額が消費基金総額に占める比率は計画比率を下まわり、絶対額は計画のそれを最小限確保することになる。この傾向は、いうまでもなく、組合員の個別額についても同様である。他方、減収の場合、実績比率が計画比率と同じであっても、絶対額は計画を下まわる。

「比例方式」における労働報酬と土地報酬との二分配形態間の比率は、各協同組合の個別的な経済的諸条件、生産発展の度合や自然条件などにもとずいて、多様な関係に定められる。比率決定に当っては、出資標準畝が相対的に多く労働力(作業日)が相対的に少ない組合員層と、標準畝が相対的に少く労働力(作業日)が相対的に多い組合員層——主として中農と貧農(新中農をふくむ)——の利益・物質的関心をそれぞれ満足させるという互利の原則が貫かれる。とりわけ、協同組合の初期の発展段階では、土地報酬も低くすぎないように配慮して、比較的良好な土地を相対的に多く所有する農民を協同組合に加入させるようにするとともに、土地を所有するが労働力に不足する組合員にも適当な収入を取得させる⁽¹⁾。しかしながら、協同組合の収入は、集団労働によって獲得されるものであって、組合員の土地所有権が創出するものではない、換言すれば、その土地所有権は、協同組合の消費基金から土地報酬を所有者に引渡すにすぎないものである故に、土地の報酬は労働の報酬よりも低く定められるべき性質のものである⁽²⁾。元来、協同組合における分配は、生産の発展・たえまない増収によって根底から支えられるものであるが、右の如き二形態間の主・従関係も、そのもとの各組合員の収入が協同組合加入前に比し増加し、かつ、年々増加することなしには成立しえない。

さらに、比率関係の変動にあつても、土地報酬は従の地位を占め、労働報酬の比率が高まるにつれて、その比

第1表 1953年分配諸形態間の比率と実額

	農業所得		副業所得	実額(元)
	出資土地	借入土地		
蓄積基金	4%	4%	4%	256.5
労働報酬	48%(50)	96%	96%	3,839.2
土地報酬	48%(50)	/	/	2,313.4
計	100%	100%	100%	6,413.1

第2表 1954年分配諸形態間の比率(計画)

	農業所得			副業所得
	出資土地 (a)	出資土地 (b)	借入土地	
蓄積基金	5%	5%	5%	5%
労働報酬	57%(60)	76%(80)	95%	95%
土地報酬	38%(40)	19%(20)	/	/
計	100%	100%	100%	100%

第3表 1954年分配諸形態間の比率と実額

	農業所得			副業所得	実額(元)
	出資土地 (a)	出資土地 (b)	借入土地		
蓄積基金	3%	3%	3%	3%	277.5
労働報酬	58.2%	77.6%	97%	97%	6,096.8
土地報酬	38.8%	19.4%	/	/	2,882.7
計	100%	100%	100%	100%	9,257.0

(注) (a)は平常生産に対する比率。(b)は増産部分に対する比率

(前出「田家府村光輝農業生産合作調査報告」)

率は低下する。なぜなら、協同組合の総社会労働力が経営土地に量的・質的に不断に増加投入されるなかで、協同組合収入は益々大きな程度で組合員総労働の所産となるからである。そこでは、集中され計画的に利用される経済諸力と労働力が、分散経営時に投入されたそれらにかわって、時々刻々に増産・増収、組合員収入の増加のための唯一の基礎となりつつある。また重要なことに、協同組合は、耕作技術の改革、共有生産諸手段の増加をうじて、一步一步と労働生産性のひきあげ、土地と生産用具利用率の向上、資金の合理的・計画的な使用をす

めるが、こうした技術水準の漸次的向上、生産諸力の不断の發展は、労働と資金の追加的・連綿的投下のための条件、農業経営の多角化のための条件を提供する。

(1) 前出『初級協同組合定款』第一八条・二〇条。

(2) 前同、及び第1、2、3表を参照。

表示の如く、光輝協同組合では、五三年土地報酬と労働報酬の比率は五〇対五〇と均衡せしめたが、五四年には、四〇対六〇と土地報酬の比率を低下させた。

(4) 「比例配分方式」と組合員収入の動態

さて、みぎの比率関係の決定、その変動のなかで、組合員収入が如何なる動態を示すか、また、そこにみられる法則性をとらえるために、つぎの仮定例を利用して、若干の展開をこころみる。(仮定表1)

一、まず、「比例方式」における土地報酬額の固定化傾向について――、

I欄において、消費基金総額を三、〇〇〇元と仮定し、形態間の比率を五〇対五〇と定める。ここでは、A・B・C組合員(層)ともに収入額は一、〇〇〇元である。

II欄では、比率関係は不変、一〇%増収とする。さきに見た如く、いま、増収分三〇〇元を土地報酬に充当しない場合、表の如き結果をうる。Aは八〇元、Bは一〇〇元、Cは一二〇元をそれぞれ増収する。増収率順位は、C、B、Aとなる。土地報酬の個別額は、I欄と不変であるが、実績比率は、土地報酬四五・五対労働報酬五四・五と、土地報酬は絶対的には不変のまま、相対的には低下する。なお、一〇%の増収部分から土地報酬に充当す

「土地報酬」にかんする基本的考察(松野)

仮定表1 「比例配分方式」と組合員収入の態態

実額単位は元		計	比率	A	B	C
I	労働報酬	1,500	50	400	500	600
	土地報酬	1,500	50	600	500	400
	計	3,000	100	1,000	1,000	1,000
II	労働報酬	1,800	54.5	480	600	720
	土地報酬	1,500	45.5	600	500	400
	計	3,300	100	1,080	1,000	1,120
III	労働報酬	1,980	60	528	660	792
	土地報酬	1,320	40	520	440	352
	計	3,300	100	1,056	1,100	1,144
IV	労働報酬	2,280	63.3	608	760	912
	土地報酬	1,320	36.7	528	440	352
	計	3,600	100	1,136	1,200	1,264

- 1) Aは標準畝が多く作業日少, Cはその逆, Bは中位, また, A, B, Cを, 組合員中の三階層を表わすものと考えてよい。
- 2) A, B, Cの出資標準畝と作業日は, 当然変動するわけだが, いずれも不変と仮定する。
- 3) I欄では, A, B, Cともに収入合計は1,000としたが, これは以下の変化を明白にするためである。

る比率を計画比率より引き下げた場合でも、右の動態に変化はない。二、ついで、比率関係の変動における傾向にうつる――、
 III欄において、消費金額はI欄と不変、比率を四〇対六〇と土地報酬のそれを引き下げる。I欄に比し、Aは

五六元、Bは一〇〇元、Cは一四四元と増収するが、I欄に比較すると、Aは二四元の減収、Bは不変、Cは二四元の増収となる。この場合でも、増収順位（減・不変を含めて）はC、B、Aである。土地報酬の絶対的・相対的低下はみるとおり明白である。

IV欄では、計画比率を四〇対六〇と不変、消費基金総額はII欄に比し一〇%増加し、三、六〇〇元とする。II欄と同様に増収分から土地報酬に充当せず、表示の結果をえる。実績比率は三六・七対・六三・三となる。増収順位は当然C、B、Aである。

以上によつて、比率関係の決定・その変動にみられる法則性はつぎの如く要約しうる。すなわち、土地報酬総額・個別額は相対的絶對的に低下し、他方労働報酬のそれは増加する。そのなかで、増収順位は、C、B、A——標準畝の相対的に少く労働力の相対的に多い組合員（層）からその逆の条件をもつ組合員（層）への順位——である。

(5) 作業日比率の変動と組合員収入の動態

右の仮定例による考察に際して、組合員の労働力（より厳密には作業日・就業率）を変化しないものとしたが、現実には、きわめて複雑な変動がみられることはいうまでもない。そこで、つぎに、組合員の個別作業日が協同組合の総作業日に占める比率が、変化するにつれてあらわれる一般的傾向を追求することにする。

この場合、A、Bと二類型の組合員（層）を仮定し、前年度協同組合加入前の各々の消費基金を一、五〇〇元、一、〇〇〇元とする。A、Bで分ける消費基金総額を三、〇〇〇元（前年度の合計二、五〇〇元の二〇%増加、純収入三、一五〇元、蓄積率四・八%）とし、A、Bの出資標準畝比率を六〇対四〇、また作業日の比率は、四〇対六〇（a項）、五〇対五〇（b項）、六〇対四〇（c項）、と変化を仮定する。（仮定表2）

仮定表2によつて、A、B組合員（層）の収入が、二分形態間の比率変動につれて変化し、また作業日比率の変動につれて多様に變化することをしりうる。増加率をみれば、土地報酬一本立分配の場合、A、B組合員（層）はいずれも一二〇%であるが、差額は六〇〇元ともっとも大きい。また、労働報酬一本立分配の場合、作業日比率がA四〇対B六〇を示すa項では、増収率はAの二〇%減、Bの八〇%増と格差は最大で、かつ差額も六〇〇元となる。作業日比率がA五〇対B五〇のb項では、Aの増減なし、Bの五〇%増で差額はない。また、

仮定表 2 作業日比率の変動と組合員収入の動態（実額単位は元）

前年度収入		消費基金 3,000元(純収入総額3,150元(蓄積率4.8%))								備考
土地報酬とその労働報酬の比率		A 組合員 (層) (1,500)				B 組合員 (層) (1,000)				
		土地報酬	労働報酬	計	増加率 (%)	土地報酬	労働報酬	計	増加率 (%)	
1	100 : 0	1,800	/	1,800	120	1,200	/	1,200	120	a
		1,800	/	1,800	120	1,200	/	1,200	120	b
		1,800	/	1,800	120	1,200	/	1,200	120	c
2	60 : 40	1,080	480	1,560	104	720	720	1,440	144	a
		1,080	600	1,680	112	720	600	1,320	132	b
		1,080	720	1,800	120	720	480	1,200	120	c
3	50 : 50	900	600	1,500	100	600	900	1,500	150	a
		900	750	1,650	110	600	750	1,350	135	b
		900	900	1,800	120	600	600	1,200	120	c
4	40 : 60	720	720	1,440	96	480	1,080	1,560	156	a
		720	900	1,620	108	480	900	1,380	138	b
		720	1,080	1,800	120	480	720	1,200	120	c
5	30 : 70	540	840	1,380	92	360	1,260	1,620	162	a
		540	1,050	1,590	106	360	1,050	1,410	141	b
		540	1,260	1,800	120	360	840	1,200	120	c
6	0 : 100	/	1,200	1,200	80	/	1,800	1,800	180	a
		/	1,500	1,500	100	/	1,500	1,500	150	b
		/	1,800	1,800	120	/	1,200	1,200	120	c

同比率が A 六〇対 B 四〇と標準敵比率と等しい c 項をみれば、増収率はともに一二〇%を示すが、六〇〇元という最大の差額になる。

この際、土地報酬の比率が労働報酬のそれを下まわるとする建前から、土地報酬対労働報酬の比率が五〇対五〇、四〇対六〇、三〇対七〇である場合の 3、4、5 欄について、二三詳述しておく。

3 欄 a 項において、A は計一、五〇〇元を取得し、増収率は一一〇%と前年度水準をようやく保持する。B は計一、

五〇〇元をえ、増収率は一五〇%を示す。同 b 項では、A は一一〇%、B は一三五%の増収率になり、同 c 項で

はA、Bともに一二〇%の増収率を示す。

4欄a項において、Aは計一、四四〇元を取得し、増収率は九六%と負を示すが、Bは計一、五六〇元をえ、一五六%である。このa項の場合、Aの協同組合加入は成立しない。同b項では、Aは一〇八%、Bは一三八%の増収率を示し、同c項では、A、Bはいずれも一二〇%である。土地報酬比率が四〇%の条件下でも、作業日比率が五〇対五〇になる場合は、A、B間で共同労働が成立する。

ついで5欄a項をみれば、Aは計一、三八〇元を取得し、増収率は九二%と負を示し、Bは計一、六二〇元をえ、一六二%に達する。ここでは、4欄a項にみた以上に、Aの協同組合加入は成立しない。作業日比率が五〇対五〇に変化すると、つまり、b項では、Aは一〇六%、Bは一四一%を示し、Aの非加入条件はかろうじて排除される。同c項ではA、Bは一二〇%の増収率をもつ。

このように、3、4、5欄と土地報酬の比率が低下するにつれて、A組合員(層)のa、b項の収入は、一途に減少し、増収率も鈍化し、ときには負を示すが、c項では、収入は不変で、増収率も一二〇%水準を維持する。他方、B組合員(層)のa、b項の収入は、それぞれ一途に増加し、増収率も急速化する。そして、c項では、A組合員(層)と同じく収入額・増収率とも同水準を保持する。また、二形態間の比率が一定のもとで、A組合員(層)は、a、b、c項と作業日比率を高めるにしたがい、増収率を一二〇%の最大値へ引上げる。B組合員(層)は、同じ条件のもとで、増収率を一二〇%の最小値へ引下げる。

さらに、二形態間の比率が組合員収入のたえまない増加を前提とするという視点からすれば、右の如き傾向をもとにして、つぎの如く要約しうる。すなわち、4欄においては、A組合員(層)の作業日比率が五〇%に高ま

ることを前提として、土地報酬四〇対労働報酬六〇の比率関係が成立しうる。作業日比率が高まらない場合は、3欄(増収率一〇〇%)または2欄(同一〇四%)と、土地報酬比率を引上げなければならない。また、b項のもとは、土地報酬三〇対労働報酬七〇の比率関係もA組合員(層)に六%の増収をもたらす。このことは、A組合員(層)の勤労者の側面からする生産参加を刺激する分配制度上の大きな要因である。他方、さきにもみた如く、B組合員(層)の収入は、いずれの作業日比率のもとでも増加するので、たえざる増収の保証という原則は終始満足させられる。だが、作業日比率の低下が増収率の鈍化を結果する故に、かれのより以上の増収は、労働の量的質的な追加投下によらねばならず、ここでもB組合員(層)の労働意欲が刺激される。

(注) 作業日変動にともなう組合費収入動態の実例については、前出、拙稿「農業生産協同組合における分配問題」において詳細にわたる指摘をしておいた。

(6) 「固定配分方式」

すでにみたとおり、土地報酬は「比例配分方式」の採用、その比率関係の変動をつうじて、しだいにその額を固定化する傾向にあるが、この傾向を制度化したものが、土地報酬総額を一定額に固定する方式、いわゆる「固定配分方式」である。「固定配分方式」が成立するためには、協同組合生産、経営の安定化が前提となることはいうまでもない。¹⁾この方式の下での標準畝は、「比例配分方式」の下でのそれと異なる機能を果す尺度となっている。すなわち、かつて、標準畝は土地報酬総額から各組合員が受取る土地報酬額を定める相対的な尺度であったが、「固定配分方式」のもとでは、消費基金総額から一定額を差引く絶対的尺度である。(図式2)

図式2 「固定配分方式」

固定された土地報酬総額 × $\frac{\text{個別組合員標準畝数}}{\text{協同組合員標準畝総数}} = \text{個別組合員の土地報酬額}$

(a) (b) (c)

(注) (a)予め固定された一定額 (b)組合員の新たな出資等のない限り不変 (c)一定の土地報酬額

河北省の光輝農業生産協同組合では、五五年、平年作柄時は糧穀一石を收穫する自然畝を一標準畝と評価し、かつ、一標準畝当りの土地報酬額を四五斤と計画した。また、山西省陳家庄協同組合では、一標準畝当り五ないし七斤の報酬と固定した。

さきの仮定例による分析の結果えた一般的な傾向から、「固定配分方式」のもとのA、B、C組合員(層)またはA、B組合員(層)収入が示す動態を推測することは容易であるが、ここでは、協同組合生産の着実な発展、収入の不断の増加を基礎としつつ、各組合員就労率のある程度の平準化をとまう向上なしには、かれら組合員の増収は実現しえないという点を指摘するにとどめる。

(1) 「土地の報酬は、ふつう協同組合が合議のうえ、固定した額をきめることとし、協同組合の生産の発展にもなつてふやすべきではない。そして、協同組合生産の発展によつてえた利益は、労働の報酬と共有財産の蓄積の方に十分まわすべきである」(前出『初級協同組合定款』第二〇条)

三 土地報酬の廃棄とその経済的条件

土地報酬の廃棄、すなわち、初級協同組合において、農民が土地報酬を取得する契機であつた土地所有権の没価値化の実現、換言すれば、初級協同組合から完全に社会主義的な農業生産協同組合(以下「高級協同組合」へ)の発展・移行にあつたの収入分配上の原則的条件は、九〇%以上の組合員がそれぞれ増収することである。こ

第4表 土地報酬の廃棄にともなう組合員収入の変動

項目 年度	組合員 (%)	動 態 (備考)
1953	一般 組合員	前年度に比し、約35%の増収
1954 (土地報酬 高組の 廃棄・同組 移行の 1年目)	73	53年度に比し、増収(貧農の増収率はとくに高い)
	15	増減ない
	12	減収 (出資生産諸手段が相対的に多く、労働力が相対的に少ない組合員)
1955	85	53年度に比し、増収
	10	増減ない (出資生産諸手段が相対的に多く、労働力が相対的に少ない組合員)
	5	減収

(注) 陳俊生、王連甲「曙光農業生産合作社怎樣由初初級社轉為高級社」
 (『人民日報』55年12月11日)

こでの問題は、この原則的条件が協同組合生産の拡大発展という現実のもとで、なお綱領的性質をもつところにある。なぜならば、土地報酬を廃棄して、組合員の土地を協同組合の集団的所有に移すことによって、さきの「比例配分方式」「固定配分方式」にみられた増収率の緩急の結果が、きわめて端的に表現されて、一部組合員(層)の増収、他組合員(層)の減収という事態を惹起する故である。(第4表)

第4表にしたがえば、土地報酬の廃棄が結果する組合員収入の推移と問題点は、つぎの二点に要約しうる。

一、五四年——高級協同組合へ移行一年目——、五三年に比し生産が一五%減のため、一作業日当り報酬額は予定水準にたたなかつたにもかかわらず、組合員の七三%は増収したが、一五%は増減なく、一二%は減収した。かつて標準畝が相対的に多く作日が少なかった組合員の場合、土地報酬廃棄による増収率の鈍化の度合が、作業日比率の向上と一作業日当り報酬額の増加による増収率ののびをこえたのである。

二、五五年——移行二年目——、生産は五四年に比し二〇%

仮定表3 土地報酬廃棄のための条件と組合員と組合員収入の動態

経当別	互助組	初級社 (1)	初級社 (2)	高級社 (I)	高級社 (I')	高級社 (II)	高級社 (II')	高級社 (III)	高級社 (IV)	
純収入(元)	2,600	3,000	3,150	3,300	3,300	3,500	3,500	3,800	4,000	
増加率(%)	100	115.3	121.1 100	126.9 104.7	126.9 104.7	134.3 111.1	134.3 111.1	146.1 120.6	153.8 126.6	
蓄積基金(元)	100	100	150	200	※0	200	300	300	400	
比率(%)	3.8	3.3	4.76	6.06	※0	6.6	8.5	7.8	10.0	
消費基金(元)	2,500	2,900	3,000	3,100	3,300	3,300	3,200	3,500	3,600	
増加率(%)	100	116	120 100	124 103.3	132 110	132 110	128 106.6	140 116.6	144.4 120	
A組合員(層)	収入(元)	1,500	1,566	1,620	1,550	1,650	1,650	1,600	1,750	1,800
	増加率(%)	100	104.4 100	108 103.4 100	103.3 ※98.9 ※95.7	110 105.3 101.8	110 105.3 101.8	106.6 102.2 ※98.7	116.6 111.7 108.0	120 114.8 111.1
B組合員(層)	収入(元)	1,000	1,334	1,380	1,550	1,650	1,650	1,600	1,750	1,800
	増加率(%)	100	133.4 100	138 102.7 100	155 116.1 112.3	165 123.7 119.5	165 123.7 119.5	160 119.9 115.9	175 136.1 126.8	180 139.8 130.4

(注) 初級社(1)は、移行に当って、比較さるべき水準が同(2)よりも若干低い場合の諸条件を示すために附加した。また初級社(1)(2)はともに土地報酬40対労働報酬60。作業日比率50対50のものを摘出した。なお、標準故比率はさきの仮定表1.2と同じく60対40とする。
※は土地報酬の廃棄が不成立であることを示す。

増、五三年に比し約二%増であるが、蓄積の大巾な実施のため、一作業日当り報酬額は五四年一・一七元を下まわって一・〇六元にとどまった。しかし、組合員の八五%は五三年に比し増収し、増減なしが一〇%、減収が五%であった。五四年の減収組合員の大半は初級協同組合当時の水準に回復した。すなわち、五四年の減収組合員は、この年土地報酬廃棄による減収と一作業日当り報酬額の五四年に比して一五%減という減収要因を、かれらの作業日比率の増加で相殺し、かつ五四年の収入水準をこえたのである。五五年、組合

員の九五%は増収ないしは増減なしであり、「九〇%以上の組合員の増収」という綱領的条件は基本的に保証されたといえる。

つぎに、さきに設定した假定事例を基礎に、土地報酬廃棄のための分配上の諸条件を追求することにする。

（前出仮定表3）

一、高級協同組合に移行して——、I、II、III、IVと増収し、それぞれ表示の蓄積率を保持するもとで、作業日比率が五〇対五〇と均衡化するとして、表の如き収入、増収率をえた。

二、I欄のA組合員（層）は、対互助組比で、三・三%の増収だが、初級協同組合（1——対互助組比で一五%増収、三・三%の蓄積率、土地報酬四〇対労働報酬六〇、作業日比率五〇対五〇の場合）に比し一・一%の減収、同（2）に比して四・三%の減収である。同欄のB組合員（層）は、いずれの場合も増収である。このとき、蓄積率を零とすると（I'欄）、A組合員（層）も増収になるが、拡大再生産は阻害される。

三、蓄積率をI欄と同水準に維持し、土地報酬を廃棄するには——この際、作業日比率の一段の変化を考慮しない——、協同組合純収入を三、五〇〇元にまで高めねばならない。すなわち、このII欄の場合、A組合員（層）は、対互助組比で一〇%の増収、初級協同組合（1）比で五・三%増収、同（2）比で一・八%とわずかな増収となる。しかし、蓄積率をI'欄の如く、八・五%に高めると、A組合員（層）は初級協同組合（2）に比しては一・三%の減収となり、土地報酬の廃棄は期待されない。

四、III欄の条件下では、A組合員（層）は一・七%ないしは八・〇%と増収し、B組合員（層）の増収率はいつそう高くなる。また、IV欄の条件下では、蓄積率を一〇%にしても、増収率に格差は存在するがA、B組

合員（層）はともに増収する。

各級の集団経営における経営の充実、そこでの生産諸力の発展、また新たに投入される改良農具やその他の耕作技術の改善等の諸々の要件を別にして、ただ分配の側面、とりわけ、たえざる増収の保証という観点から、以上の動態をみるならば、つぎの三点を指摘しよう。

(一) 単独経営から順をおって設立された初級協同組合が、高級協同組合へ移行する場合、「九〇%組合員の増収」を保証する条件は、とりわけ大巾な増産・増収によって充足される。つまり、この場合、より大きな程度で労働と資金の追加投下を必要とする。

(二) 単独経営から直接に初級協同組合を設立するとき、単独経営との比較で増収し、その増収の度合は(一)の初級協同組合よりも小でありうる。そして、この増収率との対比において、高級協同組合に移行する際、「九〇%組合員の増収」条件が提起される。この(二)の場合、その協同化過程を通ずる増収度合の総和は、(一)のそれよりも小さくてよい。

(三) さらに、単独経営が飛躍して、高級協同組合へ加入する場合、その組合の増収の度合は、(二)よりも小さく、(一)よりも一層小さくとも「九〇%組合員の増収」条件は一応満足させられる。⁽³⁾

(1) 「一九五六年到一九六七年全国農業発展綱要」および「高級農業生産合作社模範章程」第十四条、第五三条を参照。

(2) 高級協同組合の設立、生産および分配に関する全面的分析については、拙稿「社会主義的農業生産協同組合の設立・生産と分配」（現代中国学会誌『現代中国』第三二号）を参照。また、人民公社における分配問題については、拙稿「人民公社における分配問題に関する若干の考察」（関西外語短大『研究論集』5）を参照。

「土地報酬」にかんする基本的考察（松野）

第5表 農業生産協同組合の發展状況
（単位※は戸，その他は1000戸）

項目 年度	初級 協同組合 (戸数)	高級 協同組合 (戸数)	合計 (戸数)	農家 対組織 に占める 率(%)
1952	※ 57,189	※ 1,840	※ 59,029	0.1
1953	※ 272,793	※ 2,059	※ 274,852	0.2
1954	2,285	12	2,297	2.0
1955	16,881	40	16,921	14.2
1956	34,839	76,874	111,713	91.9
1957	4,497	113,414	117,911	97.0

（注） 57年は『人民日報』57年7月5日その他は国家統計局の公表による。

四 土地報酬の存在と労働占有・被占有の不可避性

考察のなかで若干のべた如く、各組合員の労働報酬額は、かれ自身の作業日が協同組合内総作業日に占める比率によって定まる。したがって、作業日計算に際して発生しうるミスを、別とすれば、かれの労働報酬はかれ自身の労働の所産によって一〇〇%構成されており、他の組合員の労働の所産によって構成される部分を含まない。蓄積基金についてもこの事態は同様である。この意味からも、労働報酬、蓄積基金の協同的・社会主義的性質は

(3) 上に農業協同化運動の發展状況を示す表(第5表)を示すが、いわゆる「農業協同化のたかまり」時をはさんで、五四年組織率二・〇%が、五五年の一四・二%、五六年の九一・九%、五七年の九七・〇%（うち高級協同組合は約九六%、初級協同組合は約四%）という急速な發展の過程で、一級飛躍、二級飛躍して高級協同組合を設立し、加入する事態が存在することは容易に看取しうる。

なお、さきに示した曙光協会組合について飛躍加入の場合をみれば、つぎのとおりである。すなわち一作業日当り報酬額は、五四年、一・一七元、五五年一・〇六元、五六年三・六〇元(予定)であり、五四年、旧来からの組合員は、右の報酬額のもとで前年に比し一五%減、新加入組合員は加入前に比し約四〇%増であった。(前出「曙光農業合作社怎樣由初級社轉身高級社」)

明白である。ところが、土地報酬（とその他生産手段報酬）については、各組合員は、私有権の経済的実現として、それぞれその報酬を取得する。ここでの問題の核心は、組合員が土地報酬への給付を負担するのは、かれらの労働の多少によつてであるが、他方、かれが土地報酬を取得する際には、その出資土地の多少（標準畝比率の如何）によつてゐる点にこそある。⁽¹⁾しかも、各組合員の標準畝が協同組合内総標準畝に占める比率は、実際上まったく、かれらの作業日が協同組合内総作業日に占める比率とは一致せず、この不一致は土地以外の生産手段にあつてもとりわけ甚だし。⁽²⁾

私有・出資の生産手段報酬への負担と取得の基準をめぐるかかると質的差異およびその間の量的差異は、初級協同組合内で労働の占有・被占有なる事態を不可避免的に発生せしめる。すなわち、ある組合員（標準畝が相対的に多く、作業日が相対的に少ない）は、土地報酬をつうじて、かれ自身の労働の所産の一部ばかりか、他の組合員（標準畝が相対的に少なく、作業日が相対的に多い）の労働の所産をも若干取得するのである。労働の占有・被占有を不可避にするという意味から、土地報酬の私有性質≡非社会主義的性質はさらに一段と明瞭である。労働報酬と土地報酬という二つの異質の分配形態間の矛盾は、かくて、各組合員の分配に対する関係からみれば、同質・同量の労働（同数の作業日）の結果、かれらの取得する収入が干差万別、不平等として展開される。

さらにいえば、労働の占有・被占有を結果するこの矛盾は、協同組合の生産編制における社会主義的要素と非社会主義的要素との矛盾の分配関係上の反映としてあらわれ、初級協同組合の分配制度が内包する主要な矛盾である。そして、この矛盾の調節ではなく、その根本的な解決は、土地報酬の廃棄に、つまり高級協同組合への発展・移行にまたねばならない。

第6表 実績収入が試算収入に占める比率

実績収入が 試算収入に 占める比率	戸数	%	備考
85.1~90	3	7.3	自己労働組合員を占める。
90.1~95	9	22.0	
95.1~100	13	31.7	
小計	25	61.0	
100.1~105	4	9.9	他の組合員の労働を占有している。
105.1~110	7	17.1	
110.1~115	1	2.4	
115.1~120	1	2.4	
207.7	1	2.4	
296.8	1	2.4	
335.2	1	2.4	
小計	16	39.0	
合計	41	600.0	

(注) 前出「田家府村光輝農業生産合作社調査報告」3組合員は2~3倍の収入をえているが、かれらの作業日が例外的に少ないためである。

光輝農業生産協同組合の四四年税引実績収入と、労働報酬一本立分配のもとの試算収入を対比して、第6表をみる。

みるとおり、六一%の組合員はその労働の所産を若干、三九%の組合員に占有されて

し、一般的な傾向からすれば、占有・被占有の振幅はさほど大きくなく、三三戸（七〇・七%）の組合員は、九〇%から一一〇%の枠内にある。また、占有・被占有の対象になる実績・作業日の比率は、土地報酬の比率が低下するにしがたい、逓減する。

(第7表)

ここに、二分配形態間の比率関係は、また組合員互利の原則は、この不可避的に発生する労働の所産の占有・被占有を適当に、つまり、協同組合の成立を支持しえ、他方、この矛盾の量的な制限をなしうるように、調整する機能をになうものとして登場する。

具体例に副しつつ把握した事態をいっそう明白にするため、つぎの仮定表を利用す

第7表 光輝協同組合における占有・被占有労働の遞減

年度	土地報酬と労働の比率	対象実績額(元)	税引中に入る比率	対象作業日(日)	総に占める作業日(日)
1953	50 : 50	379.8	5.92	381.7	9.89
1954	40 : 60	259.8	2.41	392.4	4.25

(注) 前同により算出した。

仮定表4 二分配形態間比率の変動。作業日比率の増減と
占有・被占有労働の遷滅

土地報酬の関 係		消費基金 3,000元							消費基 中めるの の差額比 率(%)
		A組員(層)			B組員(層)				
		土地報酬 +労働報 酬 (a)	労働報酬 (b)	a, bの差額	土地報酬 +労働報 酬 (a')	労働報酬 (b')	a', b'の差額		
1	100 : 0	1,800	1,200	+600	1,200	1,800	-600	20	
		1,800	1,500	+300	1,200	1,500	-300	10	
		1,800	1,800	0	1,200	1,200	0	0	
2	60 : 40	1,560	1,200	+360	1,440	1,800	-360	12	
		1,680	1,500	+180	1,320	1,500	-180	6	
		1,800	1,800	0	1,200	1,200	0	0	
3	50 : 50	1,500	1,200	+300	1,500	1,800	-300	10	
		1,650	1,500	+150	1,350	1,500	-150	5	
		1,800	1,800	0	1,200	1,200	0	0	
4	40 : 60	1,440	1,200	+240	1,560	1,800	-240	8	
		1,620	1,500	+120	1,380	1,500	-120	4	
		1,800	1,800	0	1,200	1,200	0	0	
5	30 : 70	1,380	1,200	+180	1,620	1,800	-180	6	
		1,590	1,500	+90	1,410	1,500	-90	3	
		1,800	1,800	0	1,200	1,200	0	0	
6	0 : 100	1,200	1,200	0	1,800	1,800	0	0	
		1,500	1,500	0	1,500	1,500	0	0	
		1,800	1,800	0	1,200	1,200	0	0	

(注) 前出仮定表2にもとづいて作成。同一欄の上項は作業日比率をA40対B60、
中項はA50対B50、下項はA60対B40を示す。

る。(仮定表4)

仮定表は、占有・
被占有対象実額の消
費基金中に占める比
率が、土地報酬比率
の低下と、A組員
(層)の作業日比率
の増加にしたがい遷
滅することを端的に
示している。すなわ
ち、

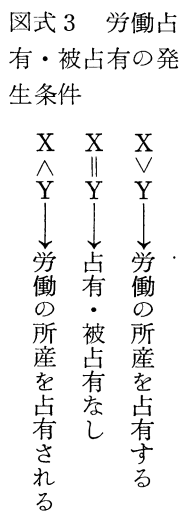
一、土地報酬一〇
〇対労働報酬〇の比
率(1欄)では、対
象実額の最大値は上
項の六〇〇元(消費
基金中に占める比率

「土地報酬」にかんする基本的考察(松野)

は二〇％）、最小値は中項の三〇〇元（同比率は一〇％）であるが、以下土地報酬の比率が低下するにつれ、対象実額、比率とも逓減する。二分配形態間の比率が均衡化する3欄においては、最大値三〇〇元（同比率一〇％）、最小値一五〇元（同比率五％）となり、また形態間の比率が逆転した4欄では、最大値二四〇元（同比率八％）、最小値一二〇元（同比率四％）、5欄では一八〇元（六％）、九〇元（三％）となる。

二、標準敵比率が不変、土地報酬比率が同一の条件のもとでも、たとえば、4欄をみると、作業日比率がA組合員（層）四〇対B組合員（層）六〇のとき、対象実額二四〇元（消費基金中の比率八％）が、同作業日比率が五〇対五〇と均衡したとき、一二〇元（同比率四％）と減少し、さらに、同作業日比率が六〇対四〇と標準敵比率と一致するときには、対象実額は存在しない。なお、「固定配分方式」の場合、土地報酬額が一定する故に、二分配形態間の比率変動にもなる対象実額の増減はなく、作業日比率不変のとき、対象実額は固定するが、消費基金の増加につれて、消費基金に占める比率は逓減する。作業日比率の変動にもなる増減傾向は右の「比例配分方式」の場合と同様である。

以上にもとづいて、各組合員の出資標準敵比率をXとし、かれの作業日比率をYとすれば、労働占有・被占有の発生条件は左の如く図式化しえよう。⁽³⁾



(注) 本図式については、于光遠「論半社会主義的農業生産合作社の産品分配」(『経済研究』55年2号)の「分配諸形態下における人の相互関係」を参照。

(1) 于光遠「論半社会主義的農業生産合作社的産品分配」(『經濟研究』誌、五五年二号)を参照。

(2) 本稿は土地報酬を直接に課題とした関係から、土地以外の出資生産手段報酬については、ふれなかった。この点は拙稿、前出「農業生産協同組合の分配問題」を参照。

(3) この図式を証明する実例を一つあげる。前出の光輝協同組合、五四年の分配収入をえた組合員のうち閻玉才と王樹俊の二組合員について試算すると、閻玉才の標準畝数は二〇・二畝で、比率(X)は三・九二%、作業日数は三八〇日(労働人口三)で比率(Y)は四・一二%と $X \wedge Y$ である。王樹俊の標準畝数は二〇・二畝で比率(X)は三・九二%、作業日数は一三八日(労働人口三)で比率(Y)は一・四九%と $X \vee Y$ である。そして、このとき閻玉才は三一・六元取得するはずのところ(労働報酬一本分配)、二九四・七元を取得し、一六・九元を占有され、王樹俊は一三・二元を受取るべきところを、一二九・三元取得し一六・一元を占有した。(その他組合員については拙稿、前出「農業生産協同組合における分配問題」、第二表を参照)

〔追記〕

ここに収録された部分のあとに、**五** 土地報酬の本質——人民民主主義的土地所有における「地代」範疇・存在形態の解明のために——、がつづいているが、本節は、中国における研究諸成果の整理・検討をとおして展開されるので、枚数の余裕なく、他日、機会をえてあらためて御教示をえたいと考える。